

# 平成27年第4回定例会総括質疑

平成27年12月3日

(4枚のうち1枚目)

順位	発言者	質疑事項	質疑の要旨	質疑の相手	長から委任を受けた説明者
1	岩元 克頼議員	<p>1 議案第 82 号 平成 27 年度伊佐市一般会計補正予算（第 7 号）</p> <p>2 議案第 89 号 伊佐市空家等の適正管理に関する条例の制定について</p>	<p>(1) 第 2 表 継続費、汚泥再生処理センター施設整備事業について補正を行った理由。</p> <p>(2) 款 3、項 3、目 5 保育サービス費 9,277 万 6,000 円の各節につき説明されたい。また保育所運営に係る単価改正で、どのような影響があるか。</p> <p>(1) 現在、市で把握している空家等、特定空家等の件数。</p> <p>(2) 第 5 条（調査）について                      ア. 必要な調査とはどのようなものがあるか。                      イ. 法第 9 条、第 10 条、第 11 条で空家等についての情報収集に関する規定があるが、第 9 条にいう「法律で規定する法律の限度」とはどのような内容か。</p> <p>(3) 第 6 条第 2 項の所有者等に該当する者は誰をさすか。</p> <p>(4) 第 10 条について                      ア. 第 2 項の相当の期限は、どのくらいの期間か。また公告の方法は、どのようなものか。                      イ. 第 1 項で「その費用を当該所有者等から徴収することができる」とあるが、このできる規定となっているのは、どういう意味をもつか。</p> <p>(5) 本市の空家対策計画ができるのはいつ頃を目途としているか。</p> <p>(6) 法第 15 条では、「市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために国及び地方公共団体による空家等に関する施策に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う。また、今後必要な税制上の措置を行う」としているが、現在までに市が把握していることがあれば示されたい。</p>	<p>市長</p> <p>市長</p>	

# 平成27年第4回定例会総括質疑

平成27年12月3日

(4枚のうち2枚目)

順位	発言者	質疑事項	質疑の要旨	質疑の相手	長から委任を受けた説明者
2	今村 謙作議員	1 議案第89号 伊佐市空家等の適正管理に関する条例の制定について	(1) この条例の内容について、詳しく説明されたい。 (2) 空家と特定空家（危険廃屋）の判断はどうするのか。 (3) 特別措置法の規定による特定空家とあるが、あくまでも、危険廃屋と認定されることが条件か。 (4) 審議会の委員の選考は。	市長	

# 平成27年第4回定例会総括質疑

平成27年12月3日

(4枚のうち3枚目)

順位	発言者	質疑事項	質疑の要旨	質疑の相手	長から委任を受けた説明者
3	柿木原榮一議員	1 議案第89号 伊佐市空家等の適正管理に関する条例の制定について	(1) 条例で助言又は指導、勧告、命令、公表、行政代執行と進み、その費用を当該所有者等から徴収することができる。所有者等がわからなかったり、財産の放棄をしたりした場合徴収できるのか。  (2) 第15条で(2)関係機関及び団体の代表、(3)関係行政機関の職員関係とあるが、関係行政機関とは、どのような機関か。	市長	
		2 議案第90号 伊佐市総合交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について	(1) このような総合交流拠点施設は、休日の利用のほうが多いと考える。どのような考えで、1. 日曜日、2. 国民の祝日が休館日となったのか。  (2) 利用の許可第5条で、利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないとあるが、窓口はどこか。どこに許可申請をするのか。  (3) しごと・交流室を利用する場合の、電気料の実費相当額とは、いかほどになるのか。	市長	
		3 議案第82号 平成27年度伊佐市一般会計補正予算(第7号)	(1) 款2総務費、項1総務管理費、目9企画調整費、節13委託料245万1,000円、節15工事請負費2,000万円、目13情報管理費、節18備品購入費619万6,000円の説明を。  (2) 款7商工費、目5特産品振興費、節13委託料162万円の内訳を。  (3) 附表2補正予算給与費明細書の、その他の特別職122人減の内訳。	市長	

# 平成27年第4回定例会総括質疑

平成27年12月3日

(4枚のうち4枚目)

順位	発言者	質疑事項	質疑の要旨	質疑の相手	長から委任を受けた説明者
4	森田 幸一議員	1 議案第95号 伊佐市農業委員会委員定数に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について	<p>(1) 農業委員の選出方法について</p> <p>ア. 市町村長の任命制に変更する定数の15人の基準を示されたい。</p> <p>イ. 認定農業者等の委員の内訳は、どのような構成になるのか。</p> <p>ウ. 任命までどのような選出方法なのか。</p> <p>(2) 農地利用最適化推進委員の新設について</p> <p>ア. 定数20人基準を示されたい。</p> <p>イ. 選出方法はどのようにするのか。</p> <p>ウ. 業務活動はどのようなことをするのか。</p> <p>エ. 農業委員との連携はどうなるのか。又業務において支障はでないか。</p> <p>(3) 農業委員会法改正について</p> <p>ア. これまでの業務と、具体的にどのように違うのか。</p> <p>イ. 改正による効果はどのようなことが考えられるのか。</p>	市長 農業委員会 会長	